

面会者へのお願い

令和2年7月1日から、面会制限を緩和致しましたが、引き続き新型コロナウイルス感染予防のため、次の項目にご協力ください。

◎面会者の条件

- ・新型コロナウイルスに感染していない。
- ・過去2週間以内に、感染者、疑い者、濃厚接触者と接触していない。
- ・緊急事態宣言が最後に解除となった5都道県(東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道)に居住・勤務者は7月10日以降とします。
- ・人数は最小限(原則1人)とさせていただきます。

◎面会の方法

- ・体温測定、**面会者健康チェックシート**のご記入、ご提出
- ・手指消毒とマスクの着用(必要に応じて、手袋・フェイスシールド着用)
- ・入居者との**距離(約2m以上)**を取り、**お互いの身体には触れない**
- ・短時間(15分以内)
- ・面会場所は**事務所でご案内**します。
- ・前日までに**電話での予約**をお願いします。

感染予防のため、ご協力をお願いいたします。



晴風園